

富士山環境保全活動事業費臨時補助金を申請する前に

補助金の交付を希望する方は、ぜひ御一読ください。

1 補助対象

次の条件を満たしているか、確認しましょう。

項 目	チェック
ふじさんネットワークの正会員である	
国及び地方公共団体(県、市町村、財産区)ではない ※ただし、国公立であっても学校は対象	
沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、 小山町の区域内で実施する	
事業が、次のいずれかの内容に該当する a 登山道の修復 b 自然保護に資する注意板の設置 c 有害鳥獣の防護柵設置 d 湧水の保全設備設置 e 動植物の生態調査	
国及び地方公共団体(県、市町村、財産区)が主催又は共催する事業ではない	
法的許認可と、関係者の了解の見込みが得られていること。 ○実施予定箇所が、自然公園法、文化財保護法、鳥獣保護法などの許認可が必要 ではないか、必要な場合、許認可が得られる見込みがあるか、確認しましょう。 ○地権者や管理者の了解が得られる見込みがあるか、確認しましょう。 ○補助金を受けて作った設備を、整備後も維持管理していけるか、確認しましょう。	

2 補助の対象となる経費

事業費の内容が、次の条件に当てはまるか、確認しましょう。

注意すべき点

- ※ 消耗品費は、購入代金が1品 10 万円未満(税込)のものとする。
- ※ 飲食費は、補助対象に含めない。(講師等のための食事は除く。)
- ※ 補助対象者の団体の正規職員への報酬・賃金は、補助対象に含めない。
(補助対象事業を行うために臨時で雇用した職員の賃金は対象になります)
- ※ 保険料は、ふじさんネットワーク会員活動傷害保険で対応するため、補助対象に含めない。
- ※ 国、地方公共団体又は民間団体からの補助金又は交付金がある場合、その額は補助対象に含めない。

**例:事業費 80 万円、ふじさんネットワーク以外からの補助金が 30 万円ある場合
ふじさんネットワーク補助金の対象になるのは、80 万円－30 万円＝50 万円**

対象となる費用	例
報償費	技術指導者、作業補助者等への謝金
旅費	移動に係る交通費、宿泊費(宿での飲食費は含まない)
需用費	消耗品費、通信費、印刷費
役務費	工事以外の作業費
使用料及び賃借料	機材、車両のレンタル料
委託料	設計・調査等の外部委託に係る経費
工事請負費	工事専門業者の作業費
原材料費	整備を行う施設・設備の材料の購入費
備品購入費	原材料以外で1個あたり税込み10万円以上の物品・設備

3 事業の実施期間

補助金の交付決定後に着手する事業が対象となります。

※ 着手とは、施工業者と契約したり、必要な物品を購入すること

既に着手してしまった事業は、補助対象になりません。

工期に余裕がない等の事情で早く着手する必要がある場合は、ふじさんネットワーク事務局まで事前に御相談ください。

4 自己資金の確認

ふじさんネットワークの補助金は、最大100万円まで、事業費の10分の9まで補助できます。

例①:補助対象事業費 250万円の場合

$$250 \text{ 万円} \times 9 \div 10 = 225 \text{ 万円} > \text{補助限度額 } 100 \text{ 万円}$$

$$250 \text{ 万円} - \text{補助額 } 100 \text{ 万円} = \underline{150 \text{ 万円の自己資金が必要}}$$

例②:補助対象事業費 90万円の場合

$$90 \text{ 万円} \times 9 \div 10 = 81 \text{ 万円} = \text{補助額 } 81 \text{ 万円}$$

$$90 \text{ 万円} - \text{補助額 } 81 \text{ 万円} = \underline{9 \text{ 万円の自己資金が必要}}$$

また、補助金は事業完了後の「後払い」となりますので、その間の資金繰りについても事前に目処を付けておいてください。

なお、ふじさんネットワークの補助金は、同一年度内に同一団体に対して1度しか対象とできませんので、御注意下さい。